

# 諮問関係資料集

1.	瀬戸内海環境保全基本計画の前回変更から現在までの主な環境政策の動き	1
2.	瀬戸内海環境保全基本計画フォローアップにおける指摘事項	2
3.	第三次環境基本計画の構成	8
4.	21世紀環境立国戦略の概要	9
5.	第7次水質総量削減の在り方について（答申）の概要	10
6.	大阪湾再生行動計画「概要版」（抜粋）	11
7.	大阪湾再生行動計画（第1回改訂版）の策定について	17
8.	広島湾再生行動計画パンフレット（抜粋）	18
9.	海洋基本法について（概要）	22
10.	海洋基本計画の概要	23
11.	生物多様性基本法の概要	24
12.	生物多様性国家戦略2010の概要	25
13.	愛知ターゲット	26
14.	海洋生物多様性保全戦略の概要	30

（別添1） 今後の瀬戸内海の水環境の在り方の論点整理

（別添2） 今後の水環境保全の在り方について

## 瀬戸内海環境保全基本計画の前回変更から現在までの主な環境政策の動き

- 平成12年12月 「瀬戸内海環境保全基本計画の変更について」 閣議決定
- 平成14年12月 「自然再生推進法」 制定
- 平成16年 3月 「大阪湾再生行動計画」 策定
- 6月 「景観法」 制定
- 平成17年 5月 「第6次水質総量規制の在り方について」 答申
- 平成18年 4月 「第三次環境基本計画」 策定
- 平成19年 3月 「広島湾再生行動計画」 策定
- 4月 「海洋基本法」 制定
- 6月 「21世紀環境立国戦略」 閣議決定
- 11月 「第三次生物多様性国家戦略」 閣議決定
- 平成20年 3月 「海洋基本計画」 閣議決定
- 5月 「生物多様性基本法」 制定
- 6月 「瀬戸内海環境基本計画フォローアップ」
- 11月 「大阪湾再生行動計画（第1回改訂版）」 策定
- 平成22年 3月 「閉鎖性海域中長期ビジョン」
- 同 「第7次水質総量削減の在り方について」 答申
- 同 「生物多様性国家戦略2010」 閣議決定
- 7月 「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な  
景観及び環境の保全に係わる海岸漂着物等の処理等の推  
進に関する法律」 制定
- 平成23年 3月 「今後の瀬戸内海の水環境の在り方の論点整理」
- 同 「今後の水環境保全の在り方について」

## 瀬戸内海環境保全基本計画フォローアップにおける指摘事項

### 1) 水質保全等に関する各目標に対する評価

#### 水質保全等に関する目標全般に対する評価

##### 【フォローアップにおける評価(抜粋)】

- 国と地方とが適切に役割分担をしつつ各海域において中長期的に目指すべき海域環境の将来像を明らかにした上で、海洋基本計画に位置付けられた「沿岸域の総合的管理」の概念を十分に踏まえた効率的で統合的な対策を検討し、その実現に向けた具体的なロードマップを提示する必要がある。
- 国の適切な関与のもと関係機関が協力し必要なデータの収集や調査研究の実施に取り組んでいくことが求められている。
- その際、環境影響評価に際して集められた情報を活用するとともに、埋立て等の直接的な要因だけでなく流砂系も含めた地形改変の影響、生態系変化のメカニズム、地球温暖化による影響も把握していく必要がある。
- 大阪湾については、瀬戸内海において特異な海域であり、特有の問題が生じていることから、これを区別して対応を検討する必要がある。

#### 目標①

瀬戸内海において水質環境基準が未達成の海域については、可及的速やかに達成に努めるとともに、達成された海域については、これが維持されていること。

##### 【フォローアップにおける評価(抜粋)】

- 国においていわゆる閉鎖性海域対策の中長期ビジョンの検討が行われており、これを速やかに策定する必要がある。
- 各海域における中長期的な目標の実現に向けては、「沿岸域の総合的管理」の概念を十分に踏まえて、水質総量規制や湾再生その他の施策について、適宜点検を加えつつ、より効率的で統合的な実施を図る必要がある。
- ノンポイントソース(面源負荷)の影響についても十分考慮する必要がある。
- 大阪湾等における貧酸素水塊の問題は深刻であり、その対策には国の積極的な支援が必要である。
- 底層 DO 等の新たな指標の導入にあたっては、関連する既存の環境基準(生活環境項目)についても検討を加え、目指すべき海域環境の将来像と整合性を持った全体的な見直しを検討する必要がある。

## 目標②

瀬戸内海において、赤潮の発生がみられ、漁業被害が発生している現状にかんがみ、赤潮発生機構の解明に努めるとともに、その発生の人為的要因となるものを極力少なくすることを目途とすること。

### 【フォローアップにおける評価(抜粋)】

- 海域の生物生息環境に異変が起きているとの指摘や大阪湾以外の瀬戸内海において栄養塩類の不足による海苔の色落ちが発生しているとの指摘があるが、生物生息環境の変化や赤潮発生メカニズムが十分に分かっていないことから、その解明に向けた総合的な調査研究を進める。
- 特に窒素、リンの環境基準が達成されている海域においては、栄養塩類の管理について検討を進める必要がある。

## 目標③

水銀、PCB 等の人の健康に有害と定められた物質を国が定めた除去基準以上含む底質が存在しないこと。また、その他有機物の堆積等に起因する悪臭の発生、水質の悪化等により生活環境に影響を及ぼす底質については、必要に応じ、その悪影響を防止するための措置が講ぜられていること。

### 【フォローアップにおける評価(抜粋)】

施策は順調に進捗しており、特段の指摘事項なし。

#### 目標④

特に魚介類の産卵生育の場となっている藻場及び魚介類、鳥類等の生態系を維持するうえで重要な役割を果たすとされている干潟等、瀬戸内海の水質浄化や生物多様性の確保、環境教育・環境学習の場等としても重要な役割を果たしている浅海域が減少する傾向にあることにかんがみ、水産資源保全上必要な藻場及び干潟並びに鳥類の渡来地、採餌場として重要な干潟が保全されているとともに、その他の藻場及び干潟等についても、それが現状よりできるだけ減少することのないよう適正に保全されていること。また、これまでに失われた藻場及び干潟等については、必要に応じ、その回復のための措置が講ぜられていること。

#### 【フォローアップにおける評価(抜粋)】

- 海砂利採取の状況を注視していくとともに、埋立てについて瀬戸内海環境保全特別措置法第13条第1項の規定の運用に関する同条第2項の基本方針に沿って環境保全に十分配慮していく必要がある。
- 埋立てについては、より厳しい規制が必要との指摘もあり、基本方針を厳格に運用していく必要がある。
- 失われた藻場・干潟等の再生の取組は進められているものの、過去と比較して、まだ十分な再生がなされているとは言えず、海砂利採取の跡地等環境の荒れた場も依然として残されている。このような陸から見えない所については良好な状態とは言えないことから、こういった場所に焦点を当てて、更なる取組を講じていく必要がある。
- 藻場・干潟といった浅海域は、海の生態系にとって極めて重要であり、単にこれらの場を保全、再生、創出するというだけではなく、そこに棲む生物について十分に把握し、施策の効果を評価することが重要である。その際、外来種と在来種の比率や、生物の変遷、多年性の生物の生息種の豊かな所でないで見られない生物の生息といった指標についても考慮していく必要がある。
- 藻場・干潟の定期的な実態調査に加え、浅海域の多面的な機能について、十分な調査研究が必要である。
- 各々の地域の特性に応じた多様な魚介類等が生息し、人々がその恵沢を将来にわたり享受できる「里海」の創生を図る必要がある。
- 今後、取組を進めるにあたっては、地球温暖化による生態系への影響が見受けられることや、汚濁により荒れた環境に外来種の生息空間が生じていることも考慮する必要がある。

### 目標⑤

海水浴場、潮干狩場等の自然とのふれあいの場等として多くの人々に親しまれている自然海浜等が、できるだけその利用に好適な状態で保全されていること。

#### 【フォローアップにおける評価(抜粋)】

○今後も利用に好適な状態で保全されるよう、各種制度の適切な運用を図っていくとともに、より多くの自然とのふれあいの機会を提供できるような場の整備を積極的に図る必要がある。

## 2) 自然景観の保全に関する目標に対する評価

### 目標①

瀬戸内海の自然景観の核心的な地域は、その態様に応じて国立公園、国定公園、県立自然公園又は自然環境保全地域等として指定され、瀬戸内海特有の優れた自然景観が失われないようにすることを主眼として、適正に保全されていること。

#### 【フォローアップにおける評価(抜粋)】

○現行制度の適切な運用や景観法に基づく施策により、瀬戸内海国立公園の最大の特徴である内海多島海景観の適正な保存を図っていく必要がある。

### 目標②

瀬戸内海の島しょ部及び海岸部における草木の緑は、瀬戸内海の景観を構成する重要な要素であることにかんがみ、保安林、緑地保全地区等の制度の活用等により現状の緑を極力維持するのみならず、積極的にこれを育てる方向で適正に保護管理されていること。

#### 【フォローアップにおける評価(抜粋)】

- 今後とも、現行制度の適切な運用により緑の維持・創出を図っていく必要がある。
- 臨海部への進出事業者による緑化の取組が不十分との指摘があり、更なる緑の創出を促す必要がある。
- 人口減少に起因する島の荒廃が、山や田畑の荒廃をもたらし瀬戸内海全体の景観を含めた悪化につながっているとの指摘があり、前述の「里海」の創生に向けた取組も活用しつつ、緑を含めた島しょ部の景観の保全を図る必要がある。

### 目標③

瀬戸内海において、海面と一体となり優れた景観を構成する自然海岸については、それが現状よりもできるだけ減少することのないよう、適正に保全されていること。また、これまでに失われた自然海岸については、必要に応じ、その回復のための措置が講ぜられていること。

#### 【フォローアップにおける評価(抜粋)】

- 自然海岸の適正な保全、再生を引き続き図っていく必要がある。
- 瀬戸内海には、なお多くの貴重な自然海岸が残されており、保全すべき地域を明確にして、これを積極的に保全することも重要である。その際には、生物多様性の保全上重要な地域(ホットスポット)を把握するなど科学的な評価が重要である。
- 埋立てにより失われた自然の再生が講じられているが、努力が不十分であるとの指摘があり、更なる取組を促す必要がある。
- 未利用のまま荒れた埋立地が一部にあり、一方で、それが様々な生物の生息の場になっているとの指摘もあり、本来の土地利用の目的に支障を及ぼさない範囲で、景観への影響や生物の保全に配慮しつつ、これらの自然の再生を検討する必要がある。

### 目標④

海面及び海岸が清浄に保持され、景観を損傷するようなごみ、汚物、油等が海面に浮遊し、あるいは海岸に漂着し、又は投棄されていないこと。

#### 【フォローアップにおける評価(抜粋)】

- 海ごみの発生抑制及び適正処理に向けた抜本的な対策の確立に向けた検討が必要である。
- 油等の流出事故は、いったん発生した場合は環境への影響が極めて大きいため、関係機関における取組の更なる徹底と充実を図る必要がある。
- 放棄された施設、立ち枯れた木等により景観が損なわれている現状があるとの指摘があり、その改善に向けた対策を検討する必要がある。

### 目標⑤

瀬戸内海の自然景観と一体をなしている史跡、名勝、天然記念物等の文化財が適正に保全されていること。

#### 【フォローアップにおける評価(抜粋)】

- 瀬戸内海の自然景観と一体をなしている史跡、名勝、天然記念物等の文化財については、伝統的建造物群保存地区制度の活用や文化財保護法の改正等による保全に向けた制度が整備されており、今後とも、その適切な運用による保全を図っていく必要がある。

### 3) 基本計画に掲げる目標全般に係る施策の評価

#### 1) 健全な水循環機能の維持・回復

##### 【フォローアップにおける評価(抜粋)】

- 流域の健全な水循環機能の維持・回復に関しては、関係省庁が連携して取り組んでおり、森林の保全、農地の適正利用、多自然川づくり、地下水の涵養、下水処理水の再利用等の様々な施策が実施されている。これらの施策は流域の水循環全体を考慮して行われることが重要であり、「沿岸域の総合的管理」の概念も十分踏まえつつ、今後とも着実に取組を進めていく必要がある。
- 雨水利用の促進により重点を置く必要があるとの指摘、ダムの水循環に及ぼす影響を確認する必要があるとの指摘があり、これらの点にも留意する必要がある。

#### 2) 環境教育、環境学習の推進

##### 【フォローアップにおける評価(抜粋)】

- 環境教育・環境学習の果たすべき役割はますます重要なものとなっていることから、地域の研究機関の活用等ハード・ソフトの両面からその推進を図る必要がある。
- NPO 等の広範な活動に対応し、これを適切に支えるような行政としての役割をさらに強化していく必要がある。
- 環境教育・環境学習の指導員の指導員を育成するとともに、人材をストックし、必要な時に提供できるような仕組みが必要である。
- 環境教育・環境学習の一環として地域全体が連携した取組も検討する必要がある。
- 学校教育の総合学習は、非常に有用ではあるが、海は水辺環境としての取り扱いに留まっていることから、今後は地球環境というより大きな観点からも海を取り上げていく必要がある。
- ソフト面と併せて、環境教育施設等の環境教育を支えるハード面の重要性にも留意する必要がある。

#### 3) 情報提供、広報の充実

##### 【フォローアップにおける評価(抜粋)】

- 「せとうちネット」については、環境情報として生物情報を追加するなどの充実を図る必要がある。
- 自然科学の分野だけではなく、自然に強い関心を持っている俳人や歌人といった分野の人々に対しても積極的な情報発信を図る必要がある。
- 国や府県の打ち出した施策について、現場が対応できず市民との間にギャップが生じることのないよう、確実に情報を現場に浸透させていく方策についても検討する必要がある。



# 第三次環境基本計画－環境から拓く新たなゆたかさへの道－の構成

## 環境の現状と環境政策の展開の方向

目指すべき持続可能な社会の姿

環境の現状と環境政策の課題

### 今後の環境政策の展開の方向

- 1 環境的側面、経済的側面、社会的側面の統合的な向上
- 2 環境保全上の観点からの持続可能な国土・自然の形成
- 3 技術開発・研究の充実と不確実性を踏まえた取組
- 4 国、地方公共団体、国民の新たな役割と参画・協働の推進
- 5 国際的な戦略を持った取組の強化
- 6 長期的な視野からの政策形成

## 環境政策の具体的な展開

### 重点分野政策プログラム

事象別の分野

1. 地球温暖化問題に対する取組

2. 物質循環の確保と循環型社会の構築のための取組

3. 都市における良好な大気環境の確保に関する取組

4. 環境保全上健全な水循環の確保に向けた取組

5. 化学物質の環境リスクの低減に向けた取組

6. 生物多様性の保全のための取組

事象横断的な分野

7. 市場において環境の価値が積極的に評価される仕組みづくり

8. 環境保全の人づくり・地域づくりの推進

9. 長期的な視野を持った科学技術、環境情報、政策手法等の基盤の整備

10. 国際的枠組みやルール形成等の国際的取組の推進

環境保全施策の体系

## 計画の効果的実施

指標等による計画の進捗状況の点検 等

1. 地球環境の現状と課題

地球温暖化の危機

資源の浪費による危機

生態系の危機

健全で恵み豊かな環境は、悠久の歴史の中で育まれたもの。その恵沢は、将来世代に継承し、世代間で共有すべきもの。しかしながら、環境負荷が環境の容量を超え、地球生態系のこれまでの均衡が崩れつつあり、このままでは、社会経済の持続的な発展に支障を来す懸念がある。地球環境問題は、人間の安全保障の問題とも密接に関連し、人類が直面する最大の試練。

低炭素社会

持続可能な社会の各側面を統合した取組の展開

循環型社会

自然共生社会

2. 「環境立国・日本」の創造・発信

自然共生の智慧と伝統を現代に活かすとともに、世界に誇る環境・エネルギー技術、深刻な公害克服の経験と智慧、意欲と能力溢れる豊富な人材を、環境から拓く経済成長や地域活性化の原動力となし、幅広い関係者が一致協力して、世界の発展と繁栄に貢献する品格ある「環境立国」を、「日本モデル」として創造し、アジア、そして世界へと発信

「環境立国・日本」に向けた施策の展開の方向

自然との共生を図る智慧と伝統を現代に活かした美しい国づくり

車の両輪として進める環境保全と経済成長・地域活性化

アジア、そして世界とともに発展する日本

持続可能な社会の「日本モデル」の構築

3. 今後1、2年で重点的に着手すべき八つの戦略

戦略1. 気候変動問題の克服に向けた国際的リーダーシップ

■美しい星50

(提案1)世界全体の温室効果ガス削減に向けた「長期戦略」の提唱

- 世界全体の排出量を現状に比して2050年までに半減
革新的技術の開発(CO2排出量ゼロの石炭火力発電、原子力発電、太陽光発電、燃料電池等)
低炭素社会づくり(自然と共生した生活、公共交通の活用など効率的な移動システム、コンパクトまちづくり等)

(提案2)中期戦略とその実現

- 2013年以降の国際的枠組みに向けた3原則
原則① 主要排出国が全て参加し、京都議定書を超え、世界全体での排出削減につながる
原則② 各国の事情に配慮した柔軟かつ多様性のある枠組みとすること
原則③ 省エネ等の技術を活かし、環境保全と経済発展とを両立すること
途上国支援のための新たな資金メカニズム、エネルギー分野の取組、その他の手法の検討

(提案3)京都議定書目標を確実に達成する国民運動を始めとする取組

- 新たな対策を追加し、本年度中に京都議定書目標達成計画の見直し
政府の率先実行、自治体や主要業務部門への計画公表の要請、行動の加速化の促進
「国民運動」の展開(クールビズ定着、ゴミの減量、白熱電球の蛍光灯への転換、ESCO事業等)
地球温暖化に関するモニタリング・予測及び適応策の検討
森林吸収目標の達成に向けた対策の着実な推進

戦略2. 生物多様性の保全による自然の恵みの享受と継承

- 世界に向けた自然共生社会づくり-SATOYAMAイニシアティブの提案、「美しい日本の自然キャンペーン」の展開
生物多様性総合評価の実施と生態系総合監視システムの構築、「いきものにぎわいプロジェクト」の展開
百年先の将来像を提示し自然と共生する国づくりを推進、生態系ネットワーク構想の推進、未来に引き継ぐ里地里山、農林水産業における生物多様性保全の総合戦略の策定

戦略3. 3Rを通じた持続可能な資源循環

- 日本をアジアにおける3Rの推進拠点とし制度・技術・経験を発信、「東アジア循環型社会ビジョン」を策定し東アジア全体の資源循環実現
製品ライフサイクル全体での資源生産性向上・環境負荷低減、地域レベルから物質の循環を促進、ごみ有料化など「もったいない」の気持ちを活かす社会経済システムの構築
廃棄物発電の導入等の促進、廃棄物系バイオマスの有効活用
各国における資源生産性の目標設定・レビューによるG8での3R推進

戦略4. 公害克服の経験と智慧を活かした国際協力

- 「環境汚染の少ないクリーンアジア・イニシアティブ」の提唱、我が国の優れた環境技術と人材の活用、モニタリング情報などの環境情報ネットワークの確立
人間の安全保障の観点からODAの戦略的拡充による環境を重視した国際協力を推進
中国との水環境パートナーシップの展開、国際衛生年(2008)を契機とした水と衛生問題への貢献

戦略5. 環境・エネルギー技術の中核とした経済成長

- 「エコイノベーション」の推進、日本の技術の国際標準化、戦略的海外広報
環境関連投資の促進、環境負荷の「見える化」等によるビジネス支援
国際潮流を踏まえた化学物質管理制度の見直し
世界最高水準にある省エネ技術等の普及と更なる技術開発
燃料用バイオエタノールの生産・利用拡大等再生可能エネルギー利用促進
安全の確保等を大前提とした原子力の利用

戦略6. 自然の恵みを活かした活力溢れる地域づくり

- 環境保全型農業の推進等による農林水産業の活性化、みんなが参加し「手入れ」でつなぐ元気な故郷づくり
世界最先端の環境モデル都市づくり、環境負荷の小さいコンパクトシティ等の推進、豊饒の「里海」の創生、湖沼環境の再生、水とふれあえる暮らしづくり
「美しい森林づくり推進国民運動」の展開、国産材利用を通じた適切な森林整備

戦略7. 環境を感じ、考え、行動する人づくり

- いつでも、どこでも、誰でも「21世紀環境教育プラン」の展開
国際的に活躍する環境リーダーを育成するイニシアティブのアジアにおける展開
省エネ製品への買換え・レジ袋に代わるマイバッグ利用等の国民運動の全国的展開
環境政策立案・実施への幅広い関係者の参加と合意の推進、協働による地域環境力の強化

戦略8. 環境立国を支える仕組みづくり

- 国内排出量取引制度や環境税等の市場メカニズム活用の総合的な検討
金融における環境配慮の推進、環境報告書・環境会計制度の普及
商品情報の整備等によるグリーン購入の民間への拡大
環境配慮契約法施行に向けた体制整備
環境立国戦略の実施状況についての的確なフォローアップの実施

## 「第7次水質総量削減の在り方について（答申）」の概要

### 1 水質総量削減の実施状況

- ・ 昭和53年の「水質汚濁防止法」及び「瀬戸内海環境保全特別措置法」の改正から6次に渡って実施されてきた。
- ・ 工場・事業場に対する総量規制基準の適用や下水道の整備等の汚濁負荷削減対策等の実施により、汚濁負荷量は削減されてきた。

### 2 指定水域における水環境の状況

- ・ COD濃度、窒素濃度、りん濃度について、制度開始当初より改善されているものの近年は横ばいの推移を示している。
- ・ 環境基準達成率はCOD、窒素・りん共に近年横ばいの推移を示している。
- ・ 赤潮や青潮の発生件数は制度開始前とくらべて減少してきているが、近年は横ばいで推移している。

### 3 指定水域の水質汚濁のメカニズム

- ・ 陸域からの窒素・りんの流入や汚濁負荷が蓄積した海底の底質からの窒素・りんの溶出など複合的な要因により閉鎖性海域の汚濁は進行し、赤潮や貧酸素水塊の発生につながる。
- ・ 将来の水質を予測するために、人口や気象条件、汚濁負荷量、底質からの溶出等を考慮したシミュレーションモデルを構築した。
- ・ 長年に渡って排出してきた汚濁負荷は海底に蓄積しており、海底の底質から窒素・りんが再び溶出してくる。陸域からの汚濁負荷を削減しても底質からの溶出により水質はすぐには改善してこなかった。
- ・ 各種汚濁負荷削減対策を実施することで、底質が改善し、水質は今後、着実に改善していくと予測された。

### 4 第7次水質総量削減の在り方について

- ・ 平成26年度を目標年度とすることが適当。
- ・ 東京湾、伊勢湾、大阪湾については今後も水環境改善のための着実な取組が必要。
- ・ 大阪湾を除く瀬戸内海については、現在の水質が悪化しないような対策を講じる必要がある。
- ・ 新たな水質目標として、底層DO及び透明度について、環境基準化を見据えた検討を行う必要がある。
- ・ 農地や市街地等からの発生負荷量を精緻に把握することや、水質が改善された閉鎖性海域における窒素・りんの管理の在り方など、様々な調査研究の推進が必要。
- ・ そのためには、各種モニタリングを適切に実施していくことが極めて重要。

# 大阪湾再生行動計画「概要版」

平成16年3月26日  
大阪湾再生推進会議

## I. 行動計画策定の背景と位置付け

- ◆都市の魅力と国際競争力を高めるため自然と共生した都市再生が必要
- ◆都市再生プロジェクト（第三次決定、H13.12）に「海の再生」が位置付け
- ◆H15.7.28、関係省庁及び関係地方公共団体等が「大阪湾再生推進会議」を設置し、大阪湾再生の行動計画策定に向けた取り組み

## II. 大阪湾の水環境の現状

- ◆社会経済活動の発展に伴い浅海域や自然海岸は大幅に減少  
→市民が海とふれ合う親水空間や生物多様性確保に重要な干潟や藻場が喪失
- ◆閉鎖性海域で、陸域からの窒素、リンの流入等により富栄養化が進行  
→赤潮発生など海域でのCODの内部生産により特に湾奥部の水質汚濁が慢性化
- ◆夏季に大規模な貧酸素水塊の発生  
→湾奥部から東部海域を中心に水産生物などの生物生息に多大な影響
- ◆浮遊・漂着・海底等のごみ、住民のパブリックアクセスの制約や埋立地の未利用地の問題  
→大阪湾全体の環境保全上重要な問題

## III. 大阪湾再生に向けての目標

### 1. 目標の設定

- ◆大阪湾再生に向け、関係省庁及び関係地方公共団体等が連携して改善に取り組む  
→中長期的な大阪湾の水環境のあるべき姿として、次のような目標を掲げる

～ 目 標 ～  
森・川・海のネットワークを通じて、  
美しく親しみやすい豊かな「魚庭（なにわ）の海」を回復し、  
京阪神都市圏として市民が誇りうる「大阪湾」を創出する

- ◆残された貴重な自然環境の保全を図りつつ、陸域の汚濁負荷量の削減、海域の浄化対策など、海の水質改善を図り、多様な生物が生息する健全な生態系を回復し、美しく親しみやすい水環境となるよう、森・川・海のネットワークを通じて総合的な取り組みを図る →これらより、自然と共生した京阪神都市圏として世界的にも市民の誇りとなる魅力ある大阪湾を目指す
- ◆目標が本行動計画の実施で、どの程度達成されるか判断するため大阪湾全体に共通の具体的な目標及び指標について、「多様な生物の生息・生育」、「人と海との関わり」の観点から、「質の改善」及び「場の整備」として設定

表-1 大阪湾再生に係る具体的な目標及び指標

具体的な目標	指標
年間を通して底生生物が生息できる水質レベルを確保する	底層D0 ・5mg/L以上（当面は3mg/L以上）
海域生物の生息に重要な場を再生する	干潟、藻場、浅場等の面積 砂浜、磯浜等の延長
人々の親水活動に適した水質レベルを確保する	表層COD ・散策、展望：5mg/L以下 ・潮干狩り：3mg/L以下 ・海水浴：2mg/L以下 ・ダイビング：1mg/L以下
人々が快適に海にふれ合える場を再生する	自然的な海岸線延長
臨海部での人々の憩いの場を確保する	臨海部における海に面した緑地の面積
ごみのない美しい海岸線・海域を確保する	浮遊ごみ、漂着ごみ、海底ごみ

※必要に応じ、大阪湾全体に共通した具体的な目標や指標とは別に、個別エリアについて、特性に応じ具体的な目標及び指標を設定

## 2. 重点エリア

◆大阪湾再生の目標は大阪湾全体での達成が望ましく、大阪湾及びその集水域全体での取り組みが必要  
このうち、水質汚濁の状況、親水性などを考慮しつつ、再生への課題が多く、かつ改善する点が多い（概ね神戸市須磨区～大阪府貝塚市の範囲）を特に重点的に再生を目指す「重点エリア」と設定



図-1 重点エリア

## 3. 計画期間

◆平成16年度から10年間を計画期間とする

#### IV. 目標達成のための施策の推進

##### 1. 施策の推進方針

- ◆目標達成のため、国及び地方公共団体が広域に連携し、大阪湾の集水域及び海域で各種の改善施策を行い、効果の的確な把握のためモニタリング施策を行う
- ◆施策実施に当たり、大阪湾再生の目標達成はもとより、下記事項に留意が必要
  - 残された貴重な自然環境の保全を図る
  - 防災や魅力ある国際都市としての社会経済活動との調和に配慮する
  - 関係行政機関だけでなく、住民・市民やNPO、学識者、企業等の多様な主体の連携により進める
  - 環境学習の場としても機能するよう配慮する

##### 2. 陸域負荷削減施策の推進

- ◆水質総量規制制度による各府県総量削減計画の着実な実施、事業場の総量規制基準の遵守の徹底、第6次総量規制の検討
- ◆総合的な負荷削減に向け、雨天時等流出負荷や面源汚濁負荷を含めた負荷削減に関する調査を、関係機関等連携で実施
- ◆効率的に環境基準等の目標を達成するため、新たに排出枠取引など経済的手法の適用を含む集水域全体の費用負担の方法について検討

##### (1) 下水道事業、農業集落排水事業、浄化槽整備事業

- ◆下水道の普及促進及び高度処理化（4処理場供用開始、23処理場高度処理化）
- ◆合流式下水道緊急改善事業の実施（ろ過スクリーン設置、貯留、消毒施設整備等）
- ◆下水放流水路等での水生植物の水面栽培など、窒素、リンの吸収・吸着等、放流水の水質改善の検討（南大阪湾岸流域下水道北部処理場で実証実験中）
- ◆農業集落排水施設の整備促進、既存施設の機能強化、高度処理の促進
- ◆既存の単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換の促進、窒素及びリンの除去性能を有する高度処理型浄化槽の整備の促進

##### (2) 河川浄化事業、森林整備事業

- ◆河川浄化施設による浄化（大和川水系、寝屋川水系、樫井川など）
- ◆浄化浚渫による有機汚濁対策（寝屋川水系、石津川、樫井川など）
- ◆河口干潟などの保全・再生（河口干潟：近木川など）
- ◆保安林指定の拡大、治山事業や森林整備事業の計画的な実施
- ◆ボランティア活動などを含む多様な主体が参加・協力した森林整備の推進
- ◆公共土木工事で間伐材利用、水質浄化材で木炭・竹炭利用「森・川・海が連携した」森づくりの取り組み

### (3) 関連事業、陸域負荷削減以外の施策

- ◆面源汚濁負荷削減のため、流出負荷の浄化や、貯留浸透施設の設置等による流出抑制を実施
- ◆散水や水洗トイレの洗浄水等に下水の高度処理水を活用、また、市民に見える形で高度処理水をせせらぎや池に放流するなど有効活用
- ◆都市再開発等と連携一体化した汚濁負荷流出削減施設の整備等、大阪湾にやさしい都市構造構築を進める
- ◆市民活動等連携で清掃活動推進、ごみの種類分類、発生源ごみ削減基盤づくり
- ◆ダイオキシン類については、大阪市内河川や大阪港中心に底質浄化対策計画検討、浄化事業の早期かつ効率的推進
- ◆河川水質事故の取り組みでは、水質事故発生時の管理体制のさらなる充実

## 3. 海域における環境改善対策の推進

### (1) 水質の改善

- ◆覆砂と薄層浚渫の技術開発、底泥有効活用、底泥への硝酸カルシウム添加による微生物活性化など微生物利用検討（堺2区北泊地で実証実験実施中）
- ◆海峡部の強潮流利用の流れ制御、透過型防波堤へ改良、浮体式施設での流況改善検討等、海水の停滞性解消に流況制御等の水質浄化技術の開発推進
- ◆既存構造物の表面の空隙を増加させる改良や潮間帯を設ける改良等、コンブ養殖パネルの直立護岸への設置（浜寺水路で実証実験実施中）等の検討
- ◆赤潮を処理するための海洋環境整備船を活用した装置開発等の検討
- ◆海洋環境整備船で回収された流木竹炭を利用した海水浄化の検討

### (2) 多様な生物の生息・生育

- ◆藻場・干潟など浅海域の整備（尼崎臨海地区、堺泉北港堺第2区：人工干潟・浅場、神戸空港：人工ラグーン等、大阪港夢洲等：砂浜や磯浜）
- ◆森・川・海を一体的に捉え、多様な主体による豊かな海を育む森づくりの推進、臨海部の海藻草類の生育に必要な養分等を供給する森の整備
- ◆既存護岸、岸壁、防波堤等の直立人工構造物に生物多様性確保の環境改善機能付加、新たな整備の場合、当初から環境改善機能を付加（ポートアイランド、新人工島及び西宮防波堤等で先導的取り組み推進）

### (3) 親水性の向上

- ◆臨海部の親水性の高い交流拠点や公園緑地の整備（ポートアイランド西緑地、堺泉北港堺旧港、大阪港夢洲等：砂浜や磯浜の整備、神戸空港：人工ラグーン等、尼崎臨海地区、堺第2区、堺第7-3区：海辺空間としての緑地の整備）
- ◆企業等協働視野に、低・未利用地活用緑化促進などパブリックアクセス向上
- ◆快適な海辺空間形成に、美しい国づくり政策大綱に基づき総合的に取り組む
- ◆海辺空間の象徴「なぎさ海道」での「なぎさ海道ウォーク」などの活動の推進

### (4) 浮遊・漂着・海底ごみの削減

- ◆「大阪湾クリーン作戦」や「魚庭（なにわ）の海づくり活動」、南港野鳥園、阪南市福島海岸等での「港湾・海岸美化活動」などの河川、海域における住民、NPO、企業などが実施しているあらゆる美化活動と連携、発展させ投棄ごみの削減が目的の環境広報活動等
- ◆ごみ回収効率向上に、精度の高い浮遊ごみ分布予測システム構築、回収履歴データベース化検討、河口部の浮体式流況改善施設を活用のごみ散乱防止検討
- ◆海底ごみ回収は、漁業者の協力を得ながら大阪湾全域を対象に回収活動の推進
- ◆大阪湾再生の市民への関心を高め、地域住民とNPO団体等の連携（アドプト制度等）などにより定期的に清掃活動を実施
- ◆海域への流出油等は、生態系に著しい影響を及ぼすため、関係機関と連携の下に、海洋環境整備船等による迅速な回収を今後とも確実に実施

## 4. 大阪湾再生のためのモニタリング

### (1) 環境監視のためのモニタリング

- ◆効果的かつ効率的なモニタリングを実施するため、関係機関が連携したモニタリングの実施体制を検討
- ◆各種環境改善施策の目標を視野に入れたモニタリングの内容充実（特に、生物に被害を及ぼす貧酸素水塊の発生状況を的確に把握するDOのモニタリングの充実）
- ◆沿岸・河口域の流れ等の海況モニタリングの推進（第五管区海上保安本部）
- ◆瀬戸内海総合水質調査で新たに底生生物モニタリングを実施、及び水温、塩分等の連続観測、詳細な環境調査が実施できる海洋環境整備船の導入に取り組む（国土交通省近畿地方整備局）
- ◆市民、NPO等多様な主体と連携した生物及び海域空間の利用実態等のモニタリング検討



## (2) 環境改善施策の効果の把握等に係るモニタリング

- ◆主に各種施策を講じるアピールポイント付近対象に、施策効果が期待できる環境指標、市民にわかりやすい指標等モニタリングの実施（親水性の向上に係る環境改善施策の効果に対する市民実感度等、人々の快適性に係るモニタリング）
- ◆アピールポイント付近のモニタリング結果だけでなく、行政機関・市民参加のモニタリング結果広く収集、様々な視点の市民に解りやすい環境改善効果発信

## (3) 市民参加によるモニタリング

- ◆市民参加モニタリング活動を将来にわたり円滑促進に、行政機関、学識経験者、NPOなど連携実施体制整備、NPO、市民モニタリング活動支援方策検討
- ◆りんくうタウン周辺ボランティアダイバーでの海底環境調査実施、大阪湾沿岸釣り人釣果モニタリング実施など、環境改善施策効果を市民とともに把握
- ◆ごみ種類判別方法統一など、森・川・海一体の体系的活動促進、海洋環境保全推進週間、みなと総合学習、海洋環境教室、河川及海浜清掃、海底ごみ展示など海洋環境保全指導・啓発活動を継続実施、市民の大阪湾水環境保全意識高揚

## (4) 大阪湾における汚濁機構をより詳細に解明するためのモニタリング

- ◆行政機関・学識経験者等連携調査体制整備、現象解明に必要な既存データ解析及調査・研究推進
- ◆貧酸素水塊調査（国土交通省近畿地方整備局）の充実、汚濁機構解明に必要なモニタリング手法や体制検討
- ◆水質汚濁機構解明に、底泥からの栄養塩溶出や沿岸域の地形改変などの影響考慮した水質シミュレーションモデル開発（環境省）

## (5) 情報の共有化及び発信

- ◆多くの機関が実施のモニタリングデータを有効に相互利用するため、大阪湾環境データベース（国土交通省近畿地方整備局：<http://kouwan.pa.kkr.mlit.go.jp/kankyo-db/>）活用大阪湾再生モニタリング情報・データの一元的集約・管理及び発信
- ◆各種モニタリング結果、環境改善施策効果等を市民にわかりやすい形で発信し、関連シンポジウム等で情報提供を通じ広く市民に向け大阪湾環境の情報発信

## 大阪湾再生行動計画（第1回改訂版）の策定について

大阪湾再生推進会議では、『森・川・海のネットワークを通じて、美しく親しみやすい豊かな「魚庭（なにな）の海」を回復し、京阪神都市圏として市民が誇りうる「大阪湾」を創出する』との目標のもとに、平成16年3月26日に「大阪湾再生行動計画」を策定しました。（計画期間：平成16年度～平成25年度の10年間）

平成16年度以降、大阪湾再生のための取り組みの実施状況について毎年フォローアップを実施するとともに、平成19年度には、行動計画策定後3年間の取り組み状況及び目標の達成状況等について総合的に評価する「中間評価」を実施しました。

「大阪湾再生行動計画（第1回改訂版）」は、上記の「中間評価」の結果を踏まえ、次の点を追加修正したものです。

### ●大阪湾の環境特性等の情報の更新

大阪湾の水環境の現状等について、最新の情報に更新しました。

- ・大阪湾の一般的特性（集水域・沿岸域の状況）や環境特性（汚濁負荷量や赤潮、ゴミ等の状況）など

### ●新たな取り組み

中間評価に関するパブリックコメントや大阪湾再生シンポジウムにおける市民の方々からの意見等も踏まえ、「今後の取り組み」として新たに位置付けました。

- ・大阪湾の水環境改善に向けた効率的、効果的な施策等の検討 など

### ●施策や実証実験等の達成状況及び新規施策等の追加、更新

達成された施策や終了した実証実験については、今後の展開を示すとともに、新たに位置づけられた施策や取り組みを追加しました。

（主な新たな取り組み）

- ・陸域における施策  
目指すべき水環境の目標とロードマップを明らかにする閉鎖性海域中長期ビジョンの策定に向けた検討
- ・海域における施策  
多様な魚介類等が生息し、自然の恵み豊かな「里海」の創生の推進
- ・モニタリングの推進  
水質シミュレーションモデルによる大阪湾の水質汚濁機構の解明に向けた検討

### 参考)大阪湾再生行動計画(第1回改訂版)策定までの経緯

- 平成16年3月26日：「大阪湾再生行動計画」を策定
- 平成16～18年度：毎年度フォローアップを実施
- 平成19年度：行動計画策定後3年間の取組状況、目標達成状況に関する「中間評価」を実施
  - ・中間評価（案）に対するパブリックコメントの実施（平成19年12月12日～平成20年1月18日）  
大阪湾再生の今後の方向性等の検討の参考とするため、中間評価（案）について広く市民の意見や提案を募集
  - ・大阪湾再生シンポジウムの開催（平成19年12月15日）  
大阪湾再生のPRや市民団体の交流の場とするとともに、中間評価（案）に対する意見を募集
  - ・第6回大阪湾再生推進会議の開催（平成20年3月19日）  
平成16年度から平成18年度までの3年間の実施状況、評価、今後の実施方針を取りまとめた「大阪湾再生行動計画中間評価報告書」を策定

# 広島湾再生 行動計画

Hiroshima Bay Renaissance Project

関係省庁や自治体などが連携して海の再生を推進する「全国海の再生プロジェクト」の一環として、広島湾再生推進会議では平成19年3月に「広島湾再生行動計画」を策定しました。本行動計画では、当面今後10年間を対象期間とし、施策の進捗状況や成果などを踏まえ中間評価を行うとともに、必要に応じて内容や期間の見直しを行います。

## 広島湾再生行動計画における目標

### 森・川・海の健やかな繋がりを活かし、恵み豊かで美しく親しみやすい「広島湾」を保全・再生し、次世代へ継承する。

広島湾再生行動計画では、行政や地域住民などが連携して広島湾の保全・再生に取り組んでいくことが必要と考え、広島湾のイメージをわかりやすく表現するための目標を定めました。また、「水環境の再生」、「生物生息・生産の場の保全・再生」、「人と海との繋がりの再生」、「自然景観、歴史・文化の保全」といった個別の課題に対応するため、次の3つの個別目標を定めました。

#### 1 森・川・海の健やかな繋がりを活かし、豊かな広島湾を保全・再生します。

赤潮の発生を抑えるとともに、様々な利用に適した水環境の再生を、森・川・海の対策が連携して進めていきます。また、生物の生息の場である干潟・藻場などの浅場もできる限り保全・再生していきます。

#### 2 人と海との繋がりを取り戻し、親しみやすい広島湾を再生します。

魅力ある親水空間の創出や、市民との連携により親水空間の利用を活性化することで、広島湾に対する人々の関心を高め、広島湾の保全・再生に積極的に参加できるような環境を目指します。

#### 3 宮島などの魅力ある自然景観、歴史・文化を活かし、美しい広島湾を保全します。

広島湾には、宮島をはじめとする豊富な自然景観、歴史・文化が存在しており、魅力あるこれらの資源を活用しつつ地域と連携して保全し、美しい広島湾を次世代へ継承していく事を目指します。

## 広島湾の再生に向けた3つのアピールエリア

行動計画の取り組み内容を地域住民にわかりやすくPRするとともに、行政、地域住民などの多様な主体の連携による再生効果の実証や、広く地域住民の参加・協働が期待できる場所として、3つのアピールエリアを設定しました。



海田湾

親水などの利用に適した水環境を再生するために、下水道などの整備、底質改善実験、親水性に配慮した護岸整備などを行う予定です。



太田川河口部～五日市

海と川の連携により、人々が広島湾の保全・再生に関心を持てるような水辺の拠点や環境学習の場を整備するとともに、水辺の拠点にふさわしい水環境と生物の生息空間の形成を目指します。



宮島周辺

地域との連携による自然景観、歴史・文化の保全活動や、観光客への広島湾の魅力のPR、自然海浜を活用した環境学習や海岸清掃活動などを行う予定です。